



2022年（令和4年）7月17日

はるかぜの会便り

KHJ群馬はるかぜの会 第70号

6月例会 講演会「精神障害者支援制度」

2022.6.19

講師：前橋市保健予防課こころの健康係 精神保健福祉士様 於：県社会福祉総合センター

1.精神科等受診から、利用できるサービスが広がる

医療・福祉・就労関連制度

2.①精神障害者保健福祉手帳

精神障害のため日常生活又は社会生活に制約があり、取得を希望する方に、県の判定に基づき交付。申請要件：初診から6か月を経過している等サービスの例：税の優遇措置、各種在宅サービス、公共施設等の利用料減免等

2.②自立支援医療（精神通院医療）

申請により、精神科・神経科の指定医療機関への通院医療費の自己負担が、原則1割となる。

3.医療・薬：目標：日常生活を楽に送れるようになる。（不眠・疲労・意欲低下・不安・緊張・興奮・対人恐怖・心が原因の体の不調など）

家族ができること：信頼関係が大切（本人⇄家族⇄医療等相談機関）。家族相談（可能な医療機関がある）。本人希望時は、72時間（熱意のタイムリミット）以内に電話予約。受診時の相談事はメモなどにまとめて端的に伝える。通院や服薬ができていないことを応援する。わからないことは尋ねる。

4.感想『精神科等受診により利用できるサービスを種類別に内容の説明をしていただき、分かりやすかった。また、上手な受診のアドバイスや精神科の薬の説明もあり参考になりました。（R）』

| 福祉と就労 | 対象 | 内容 | | 要件 | |
|------------|----------------------------------|---------------------------------|---------------------|--------------------------------------|--|
| 就労移行支援 | 就労を希望。一般就労が可能そうな人 | 生産活動、職場体験等の機会の提供。 | 求職支援。就職後職場定着のサポート等。 | 障害者手帳、自立支援医療、障害年金、精神に関する診断書のいずれかが必要。 | 主な利用の流れ |
| 就労継続支援 A型 | 施設と雇用契約を行い、継続的に就労可能な人。企業就労困難な人。 | 仕事に必要な知識・能力の向上のための訓練等。 | | | 見学 ↓ 体験 ↓ 市に利用申請 ↓ 計画作成 ↓ 利用 |
| 就労継続支援 B型 | 年齢や心身の事情で仕事を続けられなくなった人。企業就労困難な人。 | | | | |
| 地域活動支援センター | | 創作的活動、生産活動の機会の提供。社会との交流。地域生活支援。 | | 障害者手帳・自立支援医療受給者証 | |
| 福祉的就労 | | 障害者雇用、職業訓練等 | | 精神障害者保健福祉手帳 | ハローワーク、障害者職業センター等 |

イソップ童話「北風と太陽」 (6/19 講話より)

ある時、北風と太陽は、「どちらが旅人のコートを脱がせることができるか」、力比べの勝負をすることにしました。

まず、北風が冷たい北風で服を吹き飛ばそうとしました。寒さを嫌った旅人はコートをしっかり押さえてしまいました。次に、太陽が温かい光を燦燦と照りつけると、旅人は自分から上着を脱ぎました。（※ 諸説あります）

『“力で物事は解決しない” “力より優しさで” 思いやりのある温かい言葉でした（T）』

講演会：「発達特性の理解と支援について 2」

日時： 2022年9月18日（日） 午後 1：30～3：30

場所： 群馬県社会福祉総合センター2階 203AB会議室
前橋市新前橋町13-12（構内・構外専用駐車場 / 無料）

講師： 群馬県発達障害者支援センター 保健師様

※ 講座終了後～4：30： 参加者交流タイム

対象： 関心のある方

定員： 感染防止対策定員40名（先着順、予約制）

*会員の方も、事前に参加不参加のご予定を下記までお知らせください。
*ご参加の際は、体調を整え、不織布マスク、手指消毒、検温等感染対策にご協力をお願いいたします。

はるかぜの会 参加申し込み お問い合わせ

☎ 090-2916-0346

✉ harukazenokai.gunma@gmail.com



<その他 お問い合わせ>

KHJ全国ひきこもり家族会連合会本部事務局

☎ 03-5944-5250

✉ <http://www.khj-h.com>